

派遣労働者の保護を徹底する労働者派遣法改正を求める意見書

派遣労働が1999年に「原則自由化」され、厚生労働省の発表によると、2006年度の派遣労働者は約321万人に上っている。その約7割は、「日雇い」などの登録型派遣で、仕事があるときだけ雇用されるという不安定で異常な低賃金の上、危険な労働に従事させられることも少なくない。

最近、グッドウィルなどの大手派遣会社が違法な派遣で摘発されたが、派遣先企業では、「日雇い派遣が常用雇用の代替」になったり、短期の雇用契約を繰り返し更新して、「一定期間たてば常用雇用にする」との制度を骨抜きにするような雇用契約が行われていることもある。このような事態は、政府が「(派遣は)臨時的、一時的なものに限定し、常用雇用の代替にしてはならない」と繰り返し言明してきたことにも反するものである。また、先の衆議院予算委員会において、福田首相も「日雇い派遣は好ましくない」と述べ、労働者派遣制度の見直しにも言及した。

よって、国会及び政府においては、不安定で異常な低賃金の日雇い派遣労働者を常用労働に従事させている状態を改善するため、下記の事項について労働者派遣法を改正するよう強く要望する。

記

- 1 派遣は臨時的・一時的な業務に制限し、日雇い派遣は原則禁止すること。
- 2 派遣期間の上限を定め、これを超える場合は常用雇用するよう義務付けること。
- 3 派遣会社が徴収する派遣手数料の情報を開示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年(2008年)3月28日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 全議員